

令和8年度 桑名市自主防災組織育成事業補助金要領

1. 事業概要

自主防災組織の育成及び強化を図るため、防災資機材整備及び自主防災活動に要する費用について補助金を交付します。

2. 補助対象団体

桑名市自主防災組織結成届出書を市長に届け出ており、かつ自主防災組織規約により、平常時及び災害時における活動を明確に示した団体とします。

3. 補助対象事業

補助の対象は、次に掲げる事業とします。

- (1) 防災資機材整備（【別表1】「補助対象防災資機材一覧」参照）
- (2) 自主防災活動（【別表2】「補助対象自主防災活動一覧」参照）

【補助金を受けるにあたっての注意】

- ・ 前回の募集期間中(令和8年4月6日～令和8年6月19日)に申請をされた自主防災組織にあっては対象外となります。
- ・ 必ず補助金の交付決定後（「交付決定通知書」を受け取った後）に事業を実施して下さい。
※交付決定前に事業を実施した場合、補助金の交付は受けられません。
ただし、やむを得ない事情により交付決定前に事業の実施が必要な場合(防災士資格取得含む)、
事前に防災・危機管理課と協議の上で「事前着手申請書（様式第11号）」等の提出により事業の

4. 補助金の額

- (1) 防災資機材整備

整備に要する費用（税込）の40%とします。（100円未満切り捨て）

- (2) 自主防災活動

活動に要する費用（税込）の40%とします。（100円未満切り捨て）

例：購入額10万円（税込）の場合、補助額4万円。30万円（税込）以上の場合、12万円（満額）。

※（1）（2）ともに補助金額は12万円を上限とします。補助金の申請が（1）（2）両方の場合は、合計して12万円を限度とします。

※申請多数で予算を超えた場合、予算の範囲内において按分します。（交付申請額よりも交付決定額が少なくなる場合があります。）

※補助金申請は、自主防災組織1団体につき、年度を通じて1回のみとします。

5. 補助金交付の流れ

- (1) 交付申請

【提出書類】

- ・ 令和8年度桑名市自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ・ 事業計画書(防災資機材整備用)（様式1-1）、事業計画書(自主防災活動用)（様式1-2）
- ・ 見積書（コピー可、宛名は自主防災組織名）
- ・ 役員等名簿（様式第2号）
- ・ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・ その他、事業内容によって必要となる書類等

※申請時において、「自主防災組織結成届出書」、「自主防災組織規約」が、市に提出されていない場合は、上記の書類と併せて提出して下さい。また、提出済みであっても代表者等の変更があった場合は、「自主防災組織変更届出書」を提出して下さい。

(2) 交付決定

- ・交付申請書類等の内容を審査した結果、内容が妥当であると認めるときは、自主防災組織の代表者に対し、「補助金等交付決定通知書（様式第4号）」を発行します。
- ・補助金交付決定通知を受けた後に、事業計画（内容、交付決定金額等）に変更が生じる場合は、「補助事業等計画変更承認申請書（様式5号）」を市に提出して下さい。
- ・変更申請書の内容を審査した結果、補助金の交付等変更を決定したときは、「補助金等変更決定通知書（様式第6号）」を発行します。

※交付（変更）決定通知後に事業を実施して下さい。交付（変更）決定前に資機材の購入や自主防災活動を実施した場合、補助金の交付は受けられません。

(3) 実績報告及び補助金交付請求

【提出書類】

- ・補助事業等実績報告書（様式第7号）
- ・補助金等交付請求書（様式第8号）

【添付書類】

- ・収支決算書（様式第10号）
- ・領収書（コピー可、宛名は自主防災組織名）
- ・実績を確認できる写真等（購入資機材の種類や数量が分かる写真、活動内容が分かるパンフレットやチラシ等（コピー可））
- ・通帳の写し（振込先銀行、口座名義等のわかるもの）

※「補助事業等実績報告書」等は、事業（防災資機材整備、自主防災活動）実施後30日以内に必ず提出して下さい。

6. 申請書及び要領の取得

申請書の取得は、下記のいずれかの方法によります。

(1) 窓口

防災・危機管理課（市役所2階）、多度、長島、大山田の各地区市民センター
桑部、在良、七和、久米、深谷、城南、伊曽島の各まちづくり拠点施設

(2) 桑名市ホームページ

トップページ > 安全・安心 > 防災関連

7. 申請期間

令和8年10月1日（木）～ 令和8年12月4日（金）

※申請期間満了後において、予算に残余がある場合は、追加募集を行うことがあります。

8. 申請場所

補助金の申請は、防災・危機管理課（市役所2階）、各地区市民センター及び各まちづくり拠点施設にて、令和8年度桑名市自主防災組織育成事業補助金交付申請書に事業計画書、見積書、役員等名簿、誓約書兼同意書を添付のうえ、直接持参により行うものとします（郵送不可）。なお、書類に不備等があった場合は、申請者に対して問い合わせの連絡をさせていただきます。

9. 補助金の取消し及び返還

補助の申請に関し、目的外使用又は虚偽等があった場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことがあります。また、補助金の交付後に前述した事項が判明したときは、補助金の返還を命じます。

10. その他

桑名市では、共助の強化として、自主防災組織の新規結成を推進しています。また、近年の災害では、マンション・アパート等において犠牲者が出た例も多数報告されていることから、これらの管理組合等においても自主防災組織の結成とともに、本補助金の活用を十分に検討して下さい。